

## 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定に係る審査基準及び特定認定の取り消しに係る処分基準の改正（案）について

### ■改正の背景等

大阪府では外国人観光客等の多様な滞在ニーズに応え、大阪が特区に相応しい国際都市として機能するために有効であることから、平成28年4月より国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定に係る審査基準及び法第13条第9項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定の取り消しに係る処分基準を制定し、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を実施しております。

今般、住宅宿泊事業法の施行等も見据え、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業をさらに推進する観点から、法施行令第13条第3項イ但し書の規定に基づき、下記のとおり、特定認定に係る審査基準及び特定認定の取り消しに係る処分基準の改正を行います。

### ■特定認定に係る審査基準の改正の概要

| 現行  | 改正案   | 大阪府の考え方  |
|---|---|--|
| 一居室の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積（壁心により測定したもの）をいう。）が、25平方メートル以上であること。 | 一居室の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積（壁心により測定したもの）をいう。）が、25平方メートル以上であること。 <u>ただし、滞在者の数を8人未満とする施設にあっては、居室の滞在者1人当たりの床面積（押入れ、床の間は含まない。内寸により測定したもの）が3.3平方メートル以上であること。</u> | 旅館業法に基づく簡易宿所営業の最低床面積が一人当たり3.3平方メートル以上に緩和されたことや、住宅宿泊事業法の基準も同様であることを踏まえ、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業についても一人当たり3.3平方メートル以上に緩和しても、快適な滞在に支障はないものと判断したため。 |

### ■特定認定の取り消しに係る処分基準の改正の概要

上記審査基準の改正に伴い、特定認定の取り消しに係る処分基準については、改正案に該当しなくなった場合は特定認定を取り消すことがあると改正します。

#### <参考> 法施行令第13条第3項イ

一居室の床面積は、二十五平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合）にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

### ■審査基準等の改正予定日 平成30年6月15日